❸ 当番弁護士受付件数・受任件数及び刑事被疑者弁護援助件数の推移

当番弁護士の受付件数は、被疑者国選弁護制度が導入された2006年をピークに減少傾向となっていたが、2012年から再び増加に転じた。2009年に被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大された後も、なお年間4万から5万件近くの受付件数があり、依然として当番弁護士制度固有の意義があることが裏付けられる。

刑事被疑者弁護援助件数は、資力の乏しい刑事事件の被疑者が、刑事被疑者弁護援助制度を利用して、起訴前の弁護費用の援助を受けた件数である。2018年6月1日、被疑者国選弁護制度の対象事件が勾留全件に拡大されたことから件数が大幅に減少し、2018年では、6,446件であった。

刑事被疑者弁護援助制度は、日弁連の要請により、1990年から財団法人法律扶助協会が運営していた制度で（現在は法テラスに業務を委託）、具体的には、受任した事件（私選）のうち、被疑者が弁護費用を支払うことが困難な事件に対して弁護費用を援助するものである。この事業は常に財政が逼迫していたため、日弁連が1995年から当番弁護士等緊急財政基金を創設して援助を実施してきた。なお、2009年6月からは、同基金を少年・刑事財政基金が引き継いでいる。

資料2-1-1-5　当番弁護士受付・受任件数と刑事被疑者弁護援助件数の推移

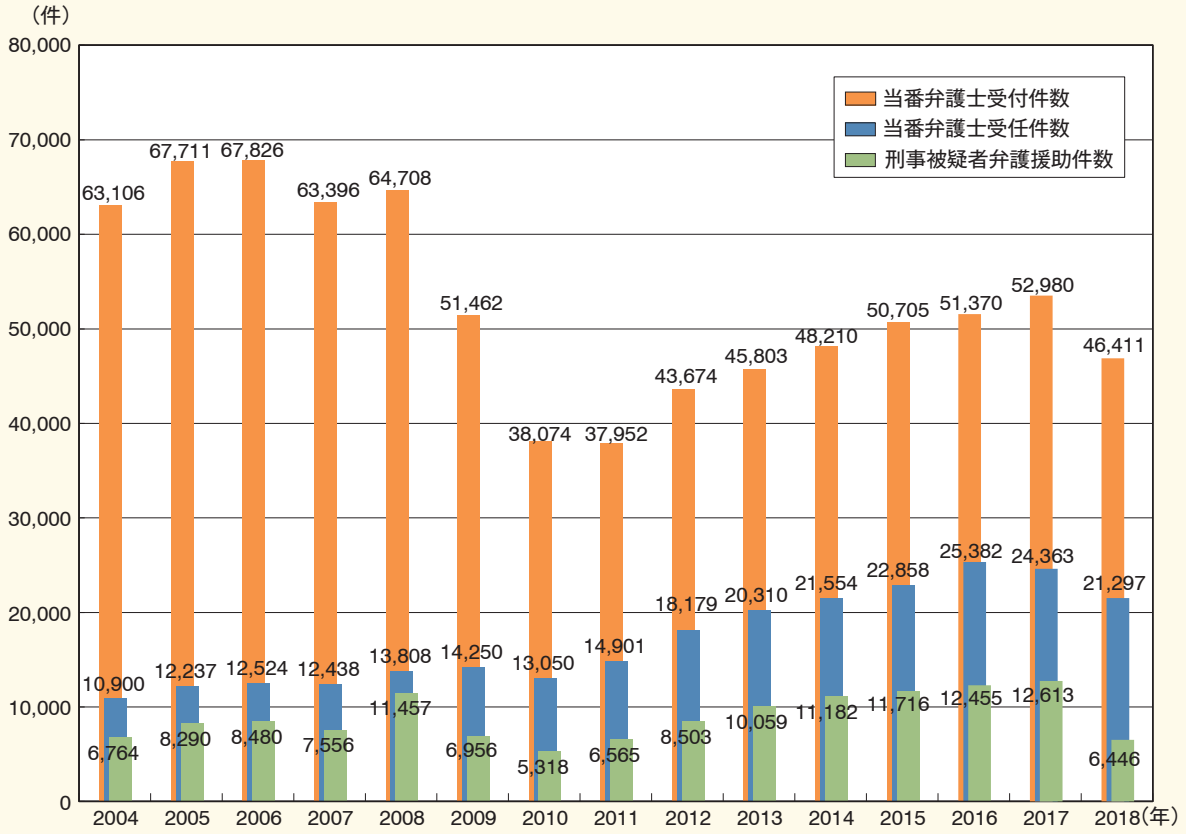

【注】1. 当番弁護士受付件数及び当番弁護士受任件数は、暦年（各年の1月1日～12月31日）を基準。
2. 刑事被疑者弁護援助件数について、2007年は、2007年4月～9月の日弁連における援助実績件数（2008年3月31日時点調べ）と同年10月～翌年3月の日本司法支援センターにおける終結件数の合計数。2008年以降は、日本司法支援センターにおける終結件数。2006年以前は、財団法人法律扶助協会の実績件数である。